

## 令和4年第9回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日 時 場 所

令和4年9月9日（金）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

### 2. 委員の現在数

10名

### 3. 出 席 委 員

1番 正 木 善 昭

2番 大 井 栄 一

3番 中 野 栄

4番 三 須 清 一

5番 宮久保 勝

6番 森 茂

7番 川 村 泉 治

8番 根 本 博

9番 大 炊 三 枝 子

10番 田 口 忠

### 4. 出席農地利用最適化推進委員

相馬 英里

香取 典男

加賀 文志

戸邊 眞一

齊藤 剛廣

長島 操

### 5. 欠席農地利用最適化推進委員

渡邊 一郎

### 6. 出席事務局職員

局 長 柏 木 幸 昌

農 地 係 長 遠 藤 幸 廣

主 任 主 事 片 桐 圭 悟

主 査 富 塚 隆 則

## 7. 会議に付した議案等

### 審議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 我孫子市農用等の利用の最適化の推進施策等に関する意見書（案）について

### 報告事項

- 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出書について
- 報告第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の判定について

**三須清一会長** 本日は、お忙しい中、委員さん方には総会御苦労さまです。また、推進委員の皆さん、夏の農地パトロール御苦労さまでした。

ただいまから令和4年第9回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

1番 正木善昭委員

3番 中野栄委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の片桐主任主事を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

**事務局** それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、御審議いただく案件は、議案第1号及び議案第2号の合計2議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件。

議案第2号「我孫子市農地等の利用の最適化の推進施策等に関する意見書（案）について」1件です。

以上で議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

**三須清一会長** 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年9月9日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料も1ページからとなります。

申請地は〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、面積は847平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から東側約700メートルに位置しています。位置図は議案資料の2ページを御覧ください。

譲受人は〇〇〇〇の方で、譲渡人は〇〇〇〇の方です。農業経営規模を拡大するため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**川村泉治調査会長** 議案第1号について、調査結果を報告いたします。

第1調査会で譲受人、譲渡人、代理人の立会いの下、現地調査を行い審議をいたしました。

譲受人の経営耕地面積は、借受地を含め約3.20ヘクタールで、農業従事日数は、本人が100日、妻も100日、母が150日、息子が100日です。農用車、トラクターをそろえています。

経営農地については全て効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号については原案どおり許可することに決定いたしました。

**三須清一会長** 続いて、議案第2号「我孫子市農地等の利用の最適化の推進施策等に関する意見書(案)について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「我孫子市農地等の利用の最適化の推進施策等に関する意見書(案)について」、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年9月9日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、説明いたします。議案資料は別紙資料1になります。

農業委員会等に関する法律第38条に基づき、関係行政機関等に対する農業委員会の意見書を提出するものです。

内容は、1、遊休農地の解消・担い手への農地利用集積について。

千葉県手賀沼土地改良区及び利根土地改良区管内の土地基盤整備済みの農地を中心に、引き続き、各改良区と連携し、遊休農地の解消を進めていただきたい。また、台地部の畑地については、担い手や新規就農者、新規参入者が容易に耕作可能な農地を中心に農福連携なども活用して遊休農地解消を進めていただきたい。

さらに、遊休農地発生を未然に防ぐため、高齢で農業ができない、後継者がいない農家の情報を早期に把握し、関係機関とも情報を共有すると同時に、農地中間管理事業や担い手の育成のための農業振興策と連携して、遊休農地対策及び農地の利用集積を進めていただきたい。

2、新規参入の促進について。

市の農業及び農地を維持するためには、農業後継者の確保や新たな担い手の確保が重要となっています。農業への人材の一層の呼び込みと一層の定着を図るため、50才未満で農業者になるという強い意欲を持ち、将来にわたって農業を続ける方へのサポートの充実を行っていただきたい。あわせて、就農準備資金・経営開始資金(農業次世代人材投資資金)等の活用も促進していただきたい。

また、今後も経営確立に向けた新規参入者への見回り等を通じ、技術的指導や相談など様々な支援を行い、継続的な強化を図っていただきたい。

3、鳥獣被害への対策及び病虫害の防除について。

農業者自らが鳥獣被害への防除対策を行っているが、農作物への被害の減少や、生産意欲の向上につながるための支援や対策の充実をしていただきたい。近年、特にハクビシンやアライグマ等の小型鳥獣の被害が拡大していることから、箱わなの貸出し数の増加に努めていただきたい。

あわせて、被害地区農家を対象とした防除対策に関わる基礎知識、捕獲技術等を学ぶ研修会並びに農業者への一層の周知を図っていただきたい。

また、ここ数年、カメムシによる水稻被害が地域によっては甚大であり、米の等級が下がるなど農業経営を圧迫している状況です。この状況を解消するために、減農薬や農薬不使用で栽培している農業者への配慮をしつつ、地域の状況に応じた病虫害の防除対策を実施していただきたい。

4、地産地消の推進について。

地元農産物を消費者に知っていただく情報活動、地元農産物を地域に流通させるための

販売・物流活動、消費者と生産者が顔が見える関係をつくるための交流活動の充実を図っていただきたい。

特に、市内農業者が運営する農業拠点施設の認知度を高め、市内での農産物の流通を活性化させるとともに、学校給食への地元農産物の供給拡大、生産者と消費者との情報交換や交流を深める取組を活発化させるなど、地産地消の一層の推進を図っていただきたい。

以上が意見書の内容となります。

事務局からは、以上です。

**三須清一会長** これより、議案第2号に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

田口委員。

**田口忠委員** 案を拝読させていただいて、付け足しをさせていただければというところが1点ありまして、お聞き取りいただければと思います。皆さんに配布しています別紙1の内容は事務局と相談し調整したものであります。それでは、別紙1の内容について説明させていただきます。

付け足しをお願いしたいところは、裏側2ページ目の4番の地産地消の推進についてのところで、私が利用する農業拠点施設のことに関してですが、別紙1の下線部分について文言を付け足していただければと事務局に相談させていただきました。

同施設と人との協力関係を一層強め、市内での農産物の流通を活性させていきたいという内容なのですが、アビベジの会社の目的には、我孫子市の農業の振興も図るという目的もありますので、一層の協力をしていくとともに市との連携強化を図っていきたいという考えもあります。実は来月10月に新規参入の方や、若い農家の方々を中心に、長く農業を我孫子で行ってもらうことを目的に勉強会を開催する予定です。

このようなところにも、市と協力して実施していきたいというところもありますので、こうした文言を入れてもらって、協力を仰ぎたいということで提案させていただきました。

以上です。

**三須清一会長** それでは、事務局のほうで田口委員の案の補足をよろしくお願いします。

**事務局** 意見書(案)には、田口委員の意見に基づき、「協力関係を一層強め」というところの部分を付け加えさせていただいております。

委員の皆様においては、今の農政課とは良好な関係で活動していただいておりますが、より一層というところで入れさせていただいたという次第でございます。

以上です。

**三須清一会長** よろしいですか。

ほかに御意見ございますか。

中野委員。

**中野栄委員** 3番の鳥獣被害のところですが、どうも最近、イノシシが出ているみたいなので、その辺の対策を講じていただけるような意見を加えられたらと思ひまして。いかがでしょうか。

**事務局** 今の御意見ですが、意見書の中の表現として、ハクビシン、アライグマ等というところもございますので、そこに今、中野委員から出たイノシシも含まれるというところを考えてよろしいのかなとは思ひますが、いかがでしょう。

**中野栄委員** この箱わなだと、イノシシは対応できないのではないかと思ひまして、何かもっと大きな箱わな等があればと思ひますけれども。

**事務局** 承知しました。イノシシについての要望に関する今の中野委員の御意見について、ほかの委員の方、何か御意見ございますでしょうか。

イノシシを明確化するという形で少し変更を加えさせていただければと思ひますが、よろしいでしょうか。

では、中野委員の御意見、反映させていただくということで意見書のほうを作成させていただきます。

**中野栄委員** 例えば、イノシシ捕れた場合に、その後の処理はどうするのですか。

**三須清一会長** 暫時休憩いたします。

**三須清一会長** 始めたいと思ひます。

事務局、お願いします。

**事務局** お答えします。

処理の方法については、意見書の内容と併せて農政課と協議を進めてまいりたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

以上です。

**三須清一会長** ほかにございませんか。

香取推進委員。

**香取典男推進委員** 3番の鳥獣被害、病虫害の防除、ここに加えていただきたいことがあるのですが、今年、特に田んぼ、水稲ですけれども、外来種の雑草のツルノゲイトウが、都部岡発戸地区、谷津田関係のところ、結構繁殖してしまっていて、田んぼによっては稲刈りもできないような状況まで来ています。

農政課さんが今、対策を講じているとは思いますが、これも3番に、鳥獣、病虫害とは違い雑草ですけれども、加えられないものかどうか、御検討いただきたいと思います。

**三須清一会長** 事務局お願いします。

**事務局** そういった御意見があったというところで、3番に反映させていただければと思いますが、今の点について、ほかの委員の皆様方御意見ございますでしょうか。

**三須清一会長** 中野委員。

**中野栄委員** 結構、我孫子市全体、北新田を除く手賀沼水系に関しては、かなり最近、目につくようになってしまっていて、必ずしも水から来ているとは考えにくいところもあるのですが、今年の冬か春先に沼の中で刈り取っていましたよね。その刈り取ったものが、結構、細かいやつがちぎれてあちこちに流れているんです。

例えば、刈り取るときに、まわりを網とかで巻いて、細かいものが流れ出さないようにするとか、そういった対策をしてもらえるとまた違うのかなとも思うのですが。

**三須清一会長** 事務局。

**事務局** 今の点、処理方法も含めた対策ということで、意見書に反映させるという形でしょうか。

では、今の意見を反映した形で修正させていただきます。

以上です。

**三須清一会長** ほかにございませんか。

大炊三枝子委員。

**大炊三枝子委員** 今回のこのような市に対する意見書は、内容も充実していて大変良いものだと思っております。今後の流れとして参考にお聞きしたいのですが、農業委員会として、この意見書を市に提出した後に、市のほうから具体的な施策というような形で回答があるものなのでしょうか。

**三須清一会長** 事務局。

**事務局** 意見書を提出した後、文書で市のほうから回答があります。

**三須清一会長** ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより、議案第2号「我孫子市農地等の利用の最適化の推進施策等に関する意見書(案)について」採決します。

案のとおり提出をすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号については原案どおり提出することに決定いたしました。

**三須清一会長** 続いて、報告事項に移ります。事務局、報告をお願いします。

**事務局** それでは、報告いたします。

報告は第1号から3号までの3件です。

報告第1号は、「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、3件受理しました。届出事由は、住宅が3件です。

報告第2号は「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、1件受理しました。届出事由は、相続です。

報告第3号は「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の判定について」で、4件判定しました。事由は、地形と周辺の状況から継続利用の不可が2件、山林化が2件です。

事務局からは、以上です。

**三須清一会長** 報告第1号から3号について、何か御意見がありましたら、挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、令和4年第9回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。